

第 4 5 号議案

久留米市文化財収蔵資料審議会委員の委嘱について

上記の議案を提出する。

令和 3 年 1 0 月 2 6 日

教育長 井 上 謙 介

提案理由

久留米市文化財収蔵資料審議会委員の任期満了に伴い、久留米市文化財収蔵資料審議会規則第 4 条の規定により、後任の委員を委嘱しようとするものである。

久留米市文化財収蔵資料審議会委員の委嘱について

久留米市文化財収蔵資料審議会規則第4条により、下記の者を久留米市文化財収蔵資料審議会委員に委嘱する。

専 門	氏 名	所 属	任 期
歴 史	えとう あきひこ 江藤 彰彦	久留米大学経済学部 文化経済学科	令和3年 11月1日 ～ 令和5年 10月31日
歴 史	よしだ よういち 吉田 洋一	久留米大学文学部国 際文化学科教授	
美術工芸	うえの かおり 植野 かおり	立花家史料館館長	
美術工芸	こくしょう ともこ 國生 知子	九州歴史資料館 企画主査	
美術工芸	よしなが ようぞう 吉永 陽三	学識経験者（元佐賀 県立博物館・美術館 副館長）	
考 古	おおつ ただひこ 大津 忠彦	筑紫女学園大学 文学部アジア文化 学科	
民 俗	よしどめ ゆうこ 吉留 優子	学識経験者（元九州 産業大学美術館主任 学芸員）	
教育普及	ごとう じゅんこ 後藤 純子	久留米文化振興会 美術館担当事務局次 長兼美術館総務課長	

久留米市文化財収蔵資料審議会委員（案）

旧 名 簿(～R3. 10. 31)		新 名 簿(R3. 11. 1～)	
氏 名	所 属	氏 名	所 属
えとう あきひこ 江藤 彰彦	久留米大学経済学部 文化経済学科	えとう あきひこ 江藤 彰彦	久留米大学経済学部 文化経済学科
よしだ よういち 吉田 洋一	久留米大学文学部 国際文化学科教授	よしだ よういち 吉田 洋一	久留米大学文学部 国際文化学科教授
うえの かおり 植野 かおり	立花家史料館館長	うえの かおり 植野 かおり	立花家史料館館長
こくしょう ともこ 國生 知子	甘木歴史資料館副館長	こくしょう ともこ 國生 知子	九州歴史資料館 企画主査
よしなが ようぞう 吉永 陽三	学識経験者（元佐賀県立博物 館・美術館副館長）	よしなが ようぞう 吉永 陽三	学識経験者（元佐賀県立博 物館・美術館副館長）
おおつ ただひこ 大津 忠彦	筑紫女学園大学文学部 アジア文化学科	おおつ ただひこ 大津 忠彦	筑紫女学園大学文学部 アジア文化学科
よしどめ ゆうこ 吉留 優子	学識経験者(元九州産業大学 美術館主任学芸員)	よしどめ ゆうこ 吉留 優子	学識経験者(元九州産業大学 美術館主任学芸員)
ごとう じゅんこ 後藤 純子	久留米市美術館総務課長	ごとう じゅんこ 後藤 純子	久留米文化振興会美術館担 当事務局次長兼美術館総務 課長

○久留米市文化財収蔵資料審議会規則

昭和 58 年 10 月 1 日

久留米市教育委員会規則第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、久留米市附属機関の設置に関する条例(昭和 33 年久留米市条例第 8 号)第 3 条の規定に基づき、久留米市文化財収蔵資料審議会(以下「審議会」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、教育委員会の諮問に応じ、文化財収蔵資料の受入れに関し必要な事項について調査審議し、意見を答申するものとする。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 10 人以内をもつて組織する。

2 前項の委員のほか、特別の事項を調査審議するため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

(委員)

第 4 条 委員及び臨時委員は、学識経験者のうちから、教育委員会が委嘱する。

(委員の任期)

第 5 条 委員(第 3 条第 2 項に規定する臨時委員を除く。以下次項において同じ。)の任期は 2 年とする。ただし、再任をさまたげない。

2 補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

3 第 3 条第 2 項に規定する臨時委員は、同項に規定する特別の事項の調査審議が終つたときは、退任するものとする。

(会長及び副会長)

第 6 条 審議会に会長及び副会長を各 1 名置き、委員の互選とする。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(平17教規則48・旧第9条繰上)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成元年6月30日教育委員会規則第5号)

この規則は、平成元年7月1日から施行する。

附 則(平成9年3月31日教育委員会規則第4号)

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成17年3月28日教育委員会規則第48号附則第4項)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

小規模特認校制度の取扱について

1 小規模特認校制度とは

小規模特認校制度は、小学校の小規模化に伴う複式学級の回避・解消を目的として、平成25年度に導入しました。大橋小・下田小・浮島小・柴刈小の4校を小規模特認校と認定し、市内の学校から児童募集を行い、指定校の変更を許可するものです。児童を募集するかどうかは毎年度、教育委員会で決定しています。

*【参考】複式学級の編制基準

隣り合う2学年の児童数の合計が、16人以下となる場合に複式学級を編制する。
(ただし、1年生を含む場合は8人以下。)

2 小規模特認校制度の検証

今回、令和3年4月の下田小・浮島小と城島小学校の統合事例を踏まえながら、本制度の運用実績について検証を行いました。その結果、小規模特認校制度は一定の効果があるものの、新たな課題も見えてきました。

<制度の効果>

- 著しく児童数が減少していない場合には、複式学級編制を回避できる。
- 複式学級編制を回避できた場合、児童の実態に応じた教育課程編制や直接指導時間の確保、より効果的な学級運営を維持することができる。
- 児童数が増加することから、学習面や人間関係の面において、地元児童の刺激になり学校の活性化等に繋がる。

<制度の課題>

- 児童数が著しく減少している場合、複式学級編制の回避・解消までには至らない。
- 通学支援において、公共交通機関遮断時など児童の通学の安全面への課題と、学校運営への負担が想定以上に大きい。
- 学校、保護者、地域との協働による学校づくりを推進している中で、PTA活動や地域行事等への参画等に配慮せざるを得ない事例が生じている。
- 児童募集を行わない場合でも、小規模特認校児童のきょうだい児は入学を許可している。特に、きょうだい児が在籍中に「学校の統合」となる可能性があり、行政施策によって、児童の就学先が変わることになりかねない。
- 制度を継続した場合、少子化により小規模特認校が増加し通学支援による財政負担が増加する可能性がある。

3 小学校小規模化への対応

市教育委員会は、令和2年度に本格実施された新学習指導要領に基づき、主体的・対話的で深い学びの推進のために、「久留米市立小学校小規模化対応方針」の基本姿勢のとおり、クラス替えができ、複数の担任が配置される1学年2クラス以上の規模が、望ましい学校規模であると考えています。

また、少子化による児童数の減少に伴う学校小規模化に加え、学校施設の老朽化や教育ICT化などに対応した教育環境を整備していくことも求められており、一時的な複式学級の回避・解消ではなく、全市的かつ計画的に小学校の統合を進めていく必要があると考えています。

4 今後の小規模特認校制度の在り方

上記、『2 小規模特認校制度の検証』と『3 小学校小規模化への対応』から、小規模特認校制度は廃止する方向で考えています。

それに伴い、「久留米市立小学校小規模化対応方針」の9頁、「6（2）検討の優先順位等、イ 今後、複式学級の発生が見込まれる学校」中「また、」以降の一文を削除したいと考えています。

小規模特認校制度の取扱いについて【参考資料】

1 学校の小規模化にかかる協議・対応の経過

年月	内容
H24.10月	「学校規模等に関するアンケート」の実施
H24.11月	久留米市立小中学校通学区域審議会に「久留米市立小学校の教育課題を見据えた小規模化への対応について」諮問
H25.2月	中間答申 ⇒速やかに実現可能な複式学級の回避・解消策
H25.8月	小規模特認校制度導入
H25.10月	「大橋小」「下田小」「浮島小」の3校を小規模特認校とし、児童を募集（H26年度入学・転入学児童）
H26.10月	「大橋小」「下田小」「浮島小」の3校で児童を募集（H27年度入学・転入学児童）
H27.2月	最終答申 ⇒長期的な小規模化対策としては十分な効果が期待できない。
H27.8月	教育委員会において、小規模特認校制度の評価と運用について見直し *大橋小は複式学級を回避、下田・浮島小は複式学級の解消が困難であると、以降の児童募集は行っていない。
H28.10月	「柴刈小」を小規模特認校とし、児童を募集（H29年度入学・転入学児童） *複式学級を回避したため、以降の児童募集は行っていない。
H30.10月	「久留米市立小学校小規模化対応方針」策定
R2.6月	教育委員会において、「第1次久留米市立小学校統合基本計画」決定
R2.6月	「久留米市立小学校設置条例の一部を改正する条例」議決
R3.4月	久留米市立下田小・浮島小・城島小学校統合

2 小規模特認校制度の実績

H25年度の制度導入から現在までの状況について、学校ごとにまとめています。

(1) 制度導入後の実績（総括表）

- ・卒業まで就学した児童は約53%です。
- ・原則、卒業まで就学するとしていましたが、約42%が何らかの理由で転居、転出しています。
- ・H26～R2年度までの7年間で、26,423千円の通学支援を行っています。

	大橋小	下田小	浮島小	柴刈小	計
入学・転入学	12人	20人	10人	10人	52人
卒業	9人	12人	6人	1人	28人
転居・転出（統合含む）	3人	8人	4人	7人	22人
R3年度在籍児童	0人	0人	0人	2人	2人
通学支援 決算額	3,533千円	12,812千円	7,827千円	2,251千円	26,423千円
児童募集年度	H25-H26	H25-H26	H25-H26	H28	

*入学児童数には、きょうだい児を含む。

*柴刈小の転居・転出人数のうち3名は柴刈小校区内へ転居している。

(2) 特認校児童の卒業後の進路

- ・特認校児童は、特認校の指定中学校への進学もできる制度設計にしていたが、特認校の指定中学校へ進学した児童は25%となっています。

		大橋小	下田小	浮島小	柴刈小	計
卒業児童数		9	12	6	1	28
うち 進 学 先	指定中学校(指定校)	2	7	1	0	10
	特認校の指定中学校	4	2	0	1	7
	私立中学校	1	1	3	0	5
	その他(市外等)	2	2	2	0	6

3 小規模特認校制度の目的別評価と制度運用について

小規模特認校制度は、H27年2月の「久留米市立小学校の教育課題を見据えた小規模化への対応について」の最終答申の中で、「長期的な小規模化対策としては十分な効果が期待できない」とされたことを受け、H27年8月の教育委員会において、目的別の評価と制度運用の見直しを行いました。

その内容は、以下のとおりです。

(1) 目的別の評価

視 点	区分	内 容
複式学級の回避・解消	成果	1校で複式学級が回避できた。
	課題	他の2校については、複式学級編制の回避・解消に至らず、目的を達成できなかった。複式学級がもたらす教育的な課題が克服できないことが最大の課題となる。
学校の活性化	成果	3校とも他校区からの転入学児童を受け入れて児童数が増加したことから、学習面や人間関係の面において、地元児童の刺激になり学校の活性化等に繋がった。
	課題	児童数の減少が著しい学校については、特認校制度で転入学した児童の割合が地元児童の割合と比べ、僅差あるいは逆転することもあり得る。このような現象は、当初より想定されたことであるが、全市的に学校・保護者・地域との協働による学校づくりを推進している中で、特認校児童・保護者に対してPTA活動や地域行事等への参画等に配慮せざるを得ない事例が生じている。また、遠距離かつ長時間となる通学の安全性の確保など、当初の想定以上の課題が認識されている。仮に特認校児童の割合が、今以上に増加した場合、このような課題が深刻化することが懸念される。

(2) 久留米市立小学校における小規模特認校制度の運用の見直し

① 制度活用の基本的な考え方

慎重な検討の下に成果が期待できる学校を選定して制度を導入することで、学校小規模化対応の一方策として活用する。制度導入・児童募集にあたっては、必要性や適時性等を十分に議論し、教育委員会での議決により決定する。

② 制度導入・児童募集の考え方

(1) 次の条件を全て満たす学校を、小規模特認校制度の導入対象とする。

ア 複式が見込まれるが、その拡大には至らない。

イ 複式の回避等のために必要な児童数が確保できる見込みがある。

ウ 転入学児童数の占める割合が著しく増大し、家庭や地域との連携等に大きな影響を及ぼす懸念がない。

(2) 制度の導入後、次のいずれかに該当する場合は、児童募集を行わない。

ア 推計においても複式の見込みが無い。

イ 複式の回避・解消が非常に困難であると認められる。

4 「久留米市立小学校小規模化対応方針」との関係

H30年10月策定の「久留米市立小学校小規模化対応方針」では、「望ましい学校規模」を「1学年が複数の学級で構成される学校」とし、「小規模化対応の基本方策」は「学校の統合」としています。

また、検討の優先順位等についても定めており、現在、優先順位イの中で、「一時的に特定の学年のみに複式学級が発生する小学校については、児童数の推計を注視しつつ、小規模特認校制度の導入等の検討を行う。」としています。

小規模特認校制度を廃止する場合は、当該部分について、修正を行う必要があります。

*参考「久留米市立小学校小規模化対応方針」(抜粋)

6 対応の方策等

(2) 検討の優先順位等

ア 既に複式学級が発生している学校

長期にわたって複式学級が固定化し、その解消が見込めない小学校は速やかに抜本的な対応の検討に着手する。

イ 今後、複式学級の発生が見込まれる学校

今後、児童数の推計上、複式学級が発生し、さらに拡大・固定化する見込みの小学校は、順次、対応の検討を行う。

また、一時的に特定の学年のみに複式学級が発生する小学校は、児童数の推計に注視し、小規模特認校制度の導入等の検討を行う。

ウ 望ましい学校規模を下回る学校

全学年又は一部の学年が1学級の標準規模未満の小学校は、児童数の推計等を踏まえながら、全市的かつ計画的な対応の検討を行う。

5 城島地域3小学校統合における状況

R3年4月の城島地域3小学校統合事例における、下田小・浮島小の小規模特認校制度の状況は以下のとおりです。

(1) R2年度の小規模特認校児童の状況とR3年度の就学先（6年生を除く）

- ・下田小、浮島小から城島小へ就学した児童は2名、本来の指定校へ就学した児童は2名です。
- ・R3年度以降の就学校をどうするのか、最後まで悩まれる状況が見られました。

	R2年度		⇒	R3年度
	学年	通学支援		就学校
下田小	5年	○		指定校
	4年	×		城島小
浮島小	4年	×		市外転出
	3年	×		城島小
	1年	○		指定校

*児童はすべて小規模特認校応募児童のきょうだい児として入学

(2) 小学校統合に伴う対応

小規模特認校児童保護者に対しては、以下のような対応を行っています。

- ・保護者や児童への影響（統合後の就学先等）に対する個別相談会の開催。
- ・城島小への就学のため、「指定校変更制度」に新たな要件（小学校統合）を追加。
- ・指定校（城島小以外）に就学する場合の交流（見学）や制服等の補助などの支援。
- ・統合後の城島小への通学支援（小規模特認校児童の経過措置：実績なし）。

教育委員会後援事業等に関する報告

R3.9.15からR3.10.12受付分まで
※区分の★は新規に申請があったもの

No.	日時	事業名	主催者名	場所	区分	担当課
1	令和3年11月14日(日) (弓道) 令和3年11月23日(火・祝) (バドミントン)	第21回福岡県ねんりんスポーツ・文化祭各交流大会 ・弓道交流大会 ・バドミントン交流大会	福岡県人づくり・県民生活部スポーツ局スポーツ振興課	久留米アリーナ弓道場 久留米市西部地区体育館	後援	体育スポーツ課
2	令和3年11月4・11・25日(木) 17:45～18:45	チアダンス無料体験イベント	チアクラブ	野中生涯学習センター	後援	体育スポーツ課
3	令和4年1月12日(水)・13日(木)・14日(金) 16日(日)・19日(水)・20日(木)・21日(金)・23日(日)	「子どもの滞在能力を引き出す脳科学」講座	一般財団法人 日本リーダー育成推進協会	Zoomによるオンライン開催	後援	学校教育課
4	令和3年11月21日(日) 13:00～17:00	ジュニア・ロースクール2021 in 筑後地区	福岡県弁護士会	福岡県弁護士会筑後部会館	後援	学校教育課
5	令和3年11月10日(水)	令和3年度 第44回福岡県中学校道徳教育研究大会(北筑後地区大会)	福岡県中学校道徳教育研究会	久留米市立宮ノ陣中学校	後援★	学校教育課
6	令和3年12月4日(土) 15:00～16:30	令和3年度(第67回)福岡県小児保健研究会・母子保健研修会	福岡県小児保健研究会	久留米大学旭町キャンパス 筑水会館中会議室(Web配信)	後援★	学校教育課
7	令和3年11月6日(土)・9日(火)、16日(火)、20日(土) 10:00～11:00	久留米友の会 家事家計講習会	久留米友の会	久留米友の家 (久留米市東合川町4-3-38)	後援	生涯学習推進課
8	令和3年10月20日(水)、10月27日(水)、11月4日(木)、11月10日(水)、11月17日(水)、11月24日(水)[計6回] 18:00～19:30	久留米大学公開講座「最先端のがん医療」	久留米大学	えーるピア久留米	後援	生涯学習推進課
9	展示: 令和3年11月2日(火)～11月6日(土) 表彰: 令和3年11月3日(水) 11:00～12:00	第24回竹峰書藝大院全国書道展	竹峰書藝大院	プラム・カルコア 太宰府	後援	生涯学習推進課
10	令和4年1月12日(水)～16日(日) 10:00～18:00	第56回全九州新春書道展	福岡書道会	福岡県立美術館	後援	生涯学習推進課

No.	日時	事業名	主催者名	場所	区分	担当課
11	令和3年10月2日(土)～ 10月3日(日) 10:00～16:00	ミャンマー 写真展(ミャンマーの今を知る 写真・パネル展)	非営利活動法人久留米地球市民ボランティアの会	えーるピア久留米2階ギャラリー	後援	生涯学習推進課
12	令和4年1月30日(日) 17:00開演	宝くじまちの音楽会「岩崎宏美with宗次郎～心のふるさとを求めて～」	公益財団法人久留米文化振興会	石橋文化ホール	後援	生涯学習推進課
13	令和3年12月12日(日) 10:30～16:00	第8回FPフォーラムin久留米	特定非営利活動法人日本ファイナンシャル・プランナーズ協会福岡支部	久留米シティプラザ4F	後援	生涯学習推進課
14	令和4年1月15日(土) 14:00～20:00、 16日(日) 10:00～16:00	第76回福岡県合唱連盟福岡支部 合唱祭	福岡県合唱連盟福岡支部	石橋文化ホール	後援	生涯学習推進課
15	令和3年11月10日(水) 13:30～16:00	懐メロを唄う会 秋季定例会	令和に皆で懐メロを唄う会	久留米石橋文化センター 2階 小ホール	後援	生涯学習推進課
16	令和3年12月5日(日) 13:00～15:30	親子であそぶ人形劇がっこうinくるめ	特定非営利活動法人舞台アート工房・劇列車	石橋文化会館小ホール	後援	生涯学習推進課
17	令和4年3月18日(金) 10:00～18:00 3月19日(土) 10:00～17:00 3月20日(日) 10:00～18:00 3月21日(月) 10:00～17:00	池坊三猪支部花展	池坊三猪支部	久留米シティプラザ展示室	後援	生涯学習推進課
18	令和4年1月12日(水)・13日(木)・14日(金)・16日(日)・19日(水)・20日(木)・21日(金)・23日(日)	「子どもの滞在能力を引き出す脳科学」講座	一般財団法人 日本リーダー育成推進協会	Zoomによるオンライン開催	後援	学校教育課
19	令和3年11月21日(日) 13:00～17:00	ジュニア・ロースクール2021in筑後地区	福岡県弁護士会	福岡県弁護士会筑後部会館	後援	学校教育課
20	令和3年12月4日(土) 15:00～16:30	令和3年度(第67回)福岡県小児保健研究会・母子保健研修会	福岡県小児保健研究会	久留米大学旭町キャンパス 筑水会館中会議室(Web配信)	後援★	学校教育課
21	令和4年1月16日(日) 14:00～15:30	令和3年度久留米シティプラザキッズプログラム 宮川彬良&アンサンブル・ベガ ニューイヤーコンサート2022	久留米市長 大久保勉	久留米シティプラザ・グランドホール	後援	学校教育課

令和3年度久留米市小・中・高・特別支援学校等の卒業式について

令和3年度の久留米市立小・中・高・特別支援学校等の卒業式の期日は、下記のとおりです。

記

年	月日	曜日	学校名等
令和4年	3月 1日	火	南筑高等学校
	3月 2日	水	三井中央校高等学校
	3月 3日	木	久留米商業高等学校
	3月 4日	金	久留米特別支援学校（高等部）
	3月10日	木	久留米特別支援学校（小学部・中学部）
	3月11日	金	中学校
	3月17日	木	小学校

「探究心の炎を燃やそう」 子どもの個性あふれる取組の表彰について

1 趣旨

久留米市教育委員会では、大会やコンクール等で成果を発表する機会が少ない分野において、探究心や好奇心を持って個性あふれる取組をしている児童生徒にスポットを当て、ともに未来を創る「くるめっ子」の育成を進めます。

2 入賞

応募があったものの中から、下表を始めとする取組を選定しました。

区分	学校名・氏名	テーマ	概要
教育長賞	竹野小4年 古賀 匠 さん	日本のお城の石垣	日本の歴史の本に興味を持ち、城の石垣について調べて勉強しています。
特別賞	合川小4年 江崎 矜雅 さん	農業新聞	祖父が米作りをしており、農業に興味を持ち、新聞作りなどで発信しています。
	北野中2年 軽込 瑠衣 さん	和菓子を知りたい	色彩豊かで、意味や想いが込められている和菓子が大好きで作りました。

3 表彰式

上記の3つの取組について、令和3年 月 日 時より表彰式を行います。

4 備考

久留米城や有馬記念館の見学、農業体験、和菓子作り体験を企画しています。

組合立・市立高校のあり方の検討について

1 趣旨

久留米市・小郡市・朝倉市・大刀洗町で構成する一部事務組合が運営する組合立の三井中央高等学校と、久留米市が運営する市立の南筑高等学校及び久留米商業高等学校について、組合等の了承のもと検討委員会を久留米市に設置し、今後のあり方を包括的に検討します。

2 検討の背景

公立高校を取り巻く環境は、少子化の影響や私立高校の授業料の実質無償化及び生徒確保に向けた取組等に伴って厳しい状況にあり、また、学校施設の老朽化など組合及び久留米市とも共通の課題を有しています。

特に三井中央高校については、生徒数の減少や施設の改修等により厳しい財政状況が続いています。

こうした状況の中、久留米市・小郡市・朝倉市・大刀洗町の圏域において、質の高い高等教育を提供し、有為な人材を社会に輩出するためには、圏域における3校の規模の最適化と魅力ある教育の実践によって持続可能性の向上を図る必要があります。

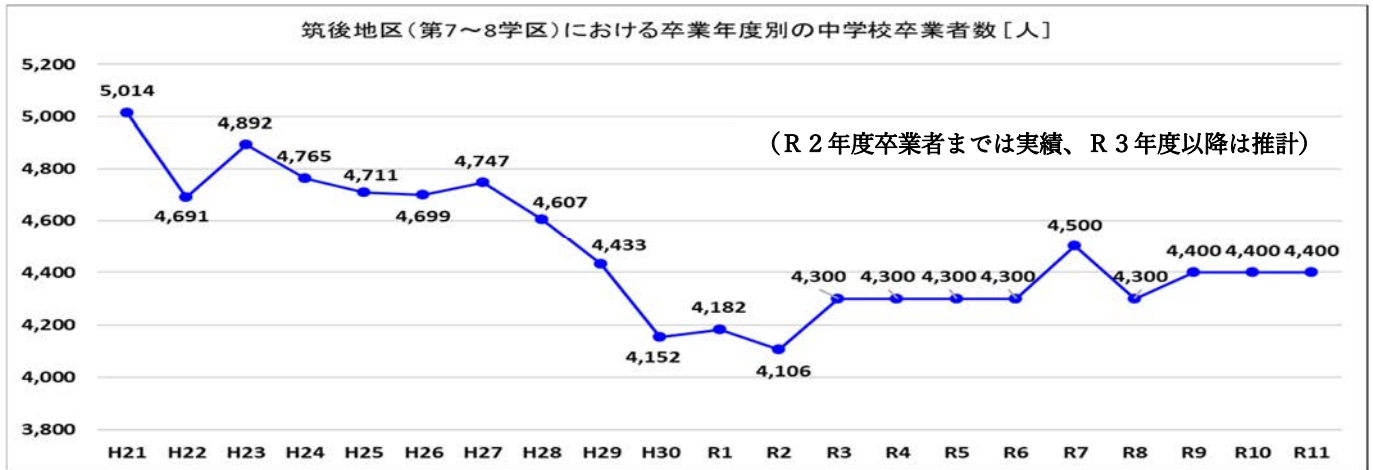
3 検討委員会の設置

「(仮称)久留米市高校のあり方検討委員会」は、教育に関して優れた識見を有する者と3校の学校関係者の合計10人程度で構成し、本年11月からの開催を予定しています。なお、検討委員会の庶務は、久留米市教育委員会(教育部総務)で担当します。

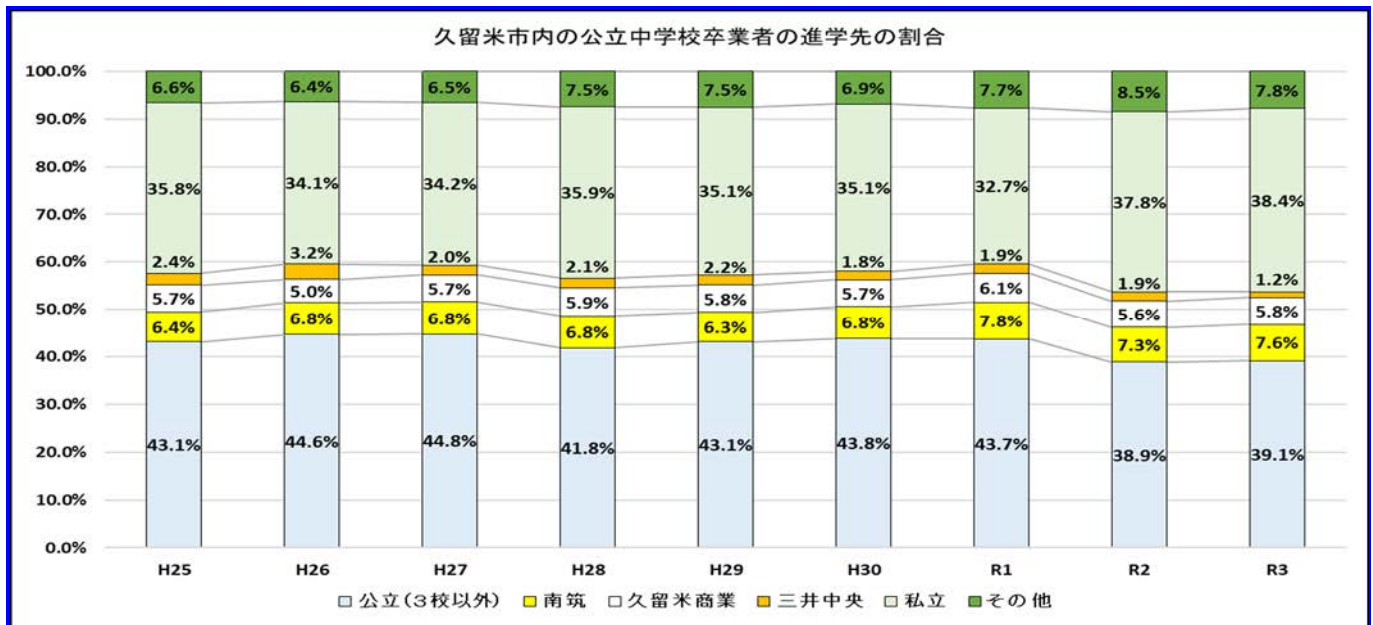
【参考資料】

- ① 筑後地区(第7学区～第8学区)における卒業年度別の中学校卒業生数
- ② 久留米市内の公立中学校卒業生の進学先の割合
- ③ 公立高校の学級数の推移(第7学区～第8学区)

参考資料①



参考資料②



参考資料③

入学年度	学級数の推移(全日制1学年当たり)	
	第8学区	第7学区
H29	久留米高校(7→6)	朝倉高校(7→6)
H30	三井中央高校(4→3)	
R1	明善高校(8→7) 久留米高校(6→5) 2回目 小郡高校(6→5) 三井高校(5→4)	浮羽工業高校(5→4) 浮羽究真館高校(5→4) 朝倉光陽高校(4→3)
R3	小郡高校(5→4) 2回目 久留米筑水高校(5→4)	朝倉東高校(5→4)
R4	久留米高校(5→6) 小郡高校(4→5)	
総括	6年間で6学級減	6年間で5学級減